

協議第1号

合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。

又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

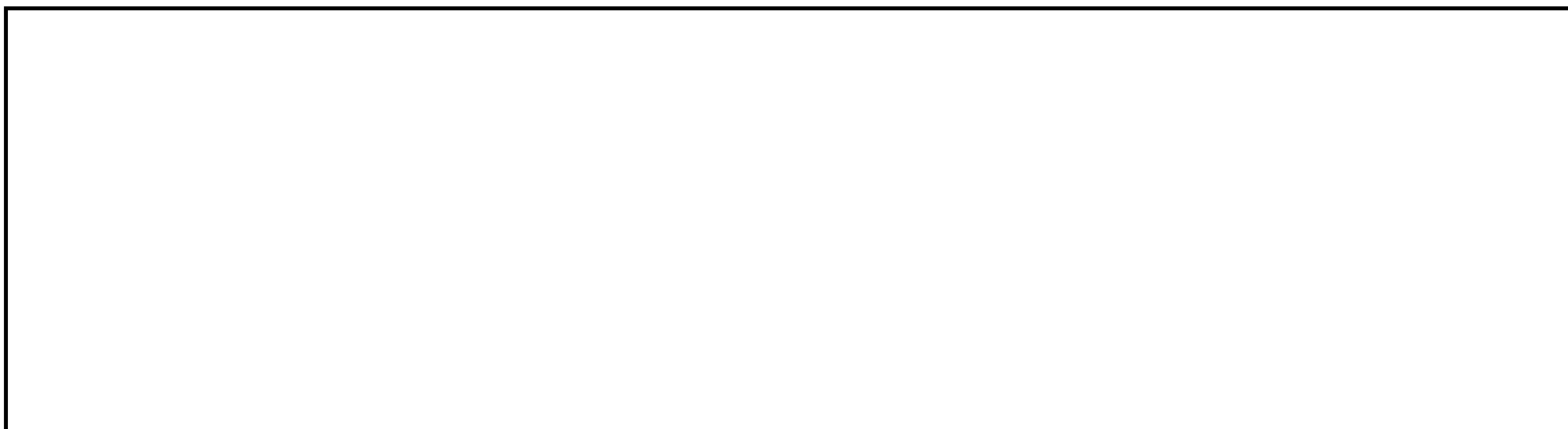
平成15年8月27日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 合併の方式
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。</p> <p>又は</p> <p>中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。</p>

【提案理由】



【参考事項】

項 目	新設合併	編入合併	備 考
名 称	新たに市町村の名称を制定する。	編入する市町村の名称となる。条例を改正することにより名称を変更することができる。	
事務所の位置	新たに事務所の位置を制定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。条例を改正することにより事務所の位置を変更することができる。	特別多数議決 (2/3)が必要
議 員	<p>原則...1市2町の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たに設置選挙が行われる。</p> <p>特例...次のいずれかによることができる。</p> <p>設置選挙において、新設合併特例定数(法定上限の2倍(34人×2倍=68人)まで)とする。(定数特例)</p> <p>1市2町の議員全員(28人+18人+14人=60人)が新市の議員として最長2年間(17.3.1合併の場合、最長19.2.28まで)在任する。(在任特例)</p>	<p>原則...編入される市町の議員が身分を失い、編入する市町の議員の身分に影響はない。</p> <p>特例...次のいずれかによることができる。</p> <p>増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において法定上限を超えた定数(編入合併特例定数)とする。(増加分は編入された区域に配分)(定数特例)</p> <p>【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合</p> <p>祖父江町選挙区 28人×23,163/100,270=6人</p> <p>平和町選挙区 28人×13,505/100,270=4人</p>	

		<p>編入される市町の議員は編入する市町の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併特例定数を採ることができる。(在任特例)</p> <p>【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合</p> <p>祖父江町・平和町の議員全員が稲沢市議会議員の任期満了(19.9.30)まで在任する。</p>	
首 長	<p>1市2町の首長はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たに設置選挙が行われる。</p>	<p>編入される市町の首長が身分を失い、編入する市町の首長の身分に影響はない。</p>	
農業委員会委員	<p>原則...1市2町の農業委員会委員はすべて身分を失い、合併後新たに選任(選挙)される。</p> <p>特例...選挙による委員について、80人~10人の範囲で定めた数の者に限り、引き続き、新市の農業委員会委員として最長1年間在任することが可能。</p>	<p>原則...編入される市町の農業委員会委員が身分を失い、編入する市町の農業委員会委員の身分に影響はない。</p> <p>特例...編入される市町の選挙による委員について、40人以上で定めた数の者に限り、引き続き、新市の農業委員会委員として編入する市町の委員の残任期間まで在任することが可能。</p>	

<p>その他の特別 職</p>	<p>1市2町の特別職はすべて身分を失い、新市で新たに選任 (選挙)される。</p>	<p>編入する市町の特別職の身分に影響はなく、編入される 市町の特別職は全て身分を失う。</p>	
<p>条例・規則 その他の制度</p>	<p>従来の条例・規則その他の制度は失効する。 (合併協定に従って新たに制定する。)</p>	<p>編入する市町の条例・規則その他の制度が適用される。 (合併協定に従って必要な改定を行う。)</p>	